

いじめ加害者の道徳的闘争とその敗北

山本宏樹（東京理科大学）
h.yamamoto@rs.tus.ac.jp

1. 「いじめ」をめぐる闘争の現在

80年代以降、4度のモラル・パニックを経て「いじめ」は「悪」の典型例としての地位を確立しており、目下「問題」は「いじめ／非いじめ（cf: 悪ふざけ、正当な攻撃）」の境界画定をめぐる存在しているように見える。

つまり何を「いじめ」とみなすかをめぐる種々の定義間での命名権の争奪闘争（間山 2011）、そして個別事例の経緯や動機をめぐる事実認定権の争奪闘争（竹川 2007）、この2つが「いじめ問題」の内実となっているのではないか。

「いじめ=悪」期を生きる我々にとって「いじめ-悪」関係の問い直しはそれ自体「悪」の徴候として表れるが、だからこそ、そこに照準する意義も生まれる。未了のまま拙速に囲い込まれた「いじめと悪」の問題を語り切ることなしに「いじめ問題」の解決はありえないのである。

2. 「いじめ」現象の多価性・動態性の記述

たとえば学校現場において「いじめ加害者」はしばしば「被害者」非難を行い、教師の逆鱗に触れる（山本修司 [編] 2012 ほか）。しかし我々はデュルケムや民俗学の諸議論を引いて「いじめ加害」を共同体的制裁=祝祭的共同化の一変種として描くこと、あるいはより露悪的に「いじめ」関係を「自然状態における万人の万人に対する闘争」の一例として描くことも不可能ではない。

既存の「いじめ」理論研究はこの多価性を無自覚のうちに単純化するか序列化することで「いじめ=悪」の接合に対して奉仕・追認する。

しかし我々はまずこの多価性を多価性のまま適切に記述し、共約不能な諸価値がみずからの至高性を誇示して状況定義の権限を奪い合うその闘争過程を分析する必要がある。

3. コールバーグ道徳発達論の概要

F・ニーチェの言うごとく道徳は闘争の産物である。しかし道徳的闘争の形式は事実的に有限であり、L・コールバーグ（1969）によれば人間の道徳的発達には認知形式をめぐる3水準6段階に区分できる。この理論は道徳教育学においては今やモラルジレンマの名と共に著名である。

彼の理論はその後、C・ギリガンをはじめ多くの論者からの批判にさらされ、その権勢はかつてと比べ陰りを見せている。しかし他方において

彼はその最晩年においてJ・ハーバーマスとの知的交流のなかでその討議倫理学に発達の基礎付けを与えるとともに、みずからの理論に修正を施しており、いまだ有用性を完全に失っているわけではないように思われる。本報告においてコールバーグの発達段階論は行為者の世界観の複数性、そして各世界観における「いじめ」行為の行動化条件を明らかにしてくれるだろう。

コールバーグの道徳的発達論の概要は下表のとおりである。その詳細と「いじめ」問題における適用例については当日に説明を行う。

表：Kohlberg(1984)における道徳的発達の6段階

道徳的 水準	道徳発達 段階	志向性・審級
前慣習 的 水準	1	他律的道德・罰の回避
	2	個人主義・直接的利害
慣習的 水準	3	同調・相互期待
	4	法秩序・社会システム維持
脱慣習 的 水準	5	社会契約・規則功利主義
	6	普遍的原理・正義

4. 道徳的闘争論の枠組み

誤解のないように言えば、現時点における報告者のコールバーグ理論受容は限定的である。まずコールバーグの6段階説の科学的妥当性については、道徳的認知における不可逆かつ階層統合的な器質的レディネスの存在を認めつつ、その行動原理としての不可逆性は支持せず、理論内部に「選択的道德的撤退」（Bandura 1999, Zimbardo 2007）の契機を認める。

規範的妥当性に関しては、道徳的審級が6種類に大別できる点を仮説的に支持するが、その価値的位階については、コールバーグの発生論的正当化やハーバーマスによる語用論的正当化は採用せず、ブルデュー（1997）に倣ってその歴史的正当性のみを支持する。

そして道徳的闘争の記述にあたっては、ブルデュー（1992）の「界の理論」に示唆を得て「道徳的審級にもとづく競争」と「道徳的審級をめぐる闘争」を区別する。人々は特定の道徳に依拠しておのれの卓越性を証し立てるために競争を行うが、同時に自身の崇める道徳の他の道徳に対する卓越性を証し立てるための「神々の闘争」にも

参与しているのである。

ここまでの検討を踏まえることで拙稿の主題を「道徳的闘争とその敗北」とした意味も明らかとなる。つまり「いじめ加害者」というラベリング自体が道徳的闘争における「加害者」側の外的な敗北を意味するのである。この命名闘争に勝利した攻撃者はたとえば「プロレス好きの遊び仲間」「正義の体現者」「熱心な教育者」として生きることを許される。逆に徹底的な内的敗北は「いじめ加害者」に底付きの感覚をもたらす懺悔・回心へと導くだろう。

5. 「いじめ」をめぐる道徳的闘争の記述

我々がこの知見から「いじめ」をめぐる問題について得られる示唆は豊穡であるが、紙幅の都合上、ここでは幾つかの例を挙げるに留めたい。

たとえば第2段階の生徒Aが他の生徒Bを執拗に攻撃しているとする。Aは日頃からBの言動に強い嫌悪感を抱いており、攻撃は正当な報復であって、自身を被害者とすら感じている。AにとってBの所業は、第2段階の者の奉じる互酬性原理に対する許しがたい冒瀆なのである。

他方、それに応対する教師Xは頑冥な第4段階の支持者であり、「毅然とした対応」に存在論的安心を見出しているとしよう。Xは生徒Aの正当性要求に激怒する。Xの法典に第2段階的な直接的互酬義務は含まれておらず、Aの行為は悪意のある居直りに映るからである。Xは実存的不安に駆られ「ダメなものダメ」と一喝する。

教師-生徒関係はその関係性のなかに常に既に道徳的規制が埋め込まれており、生徒の道徳的反乱が功を奏することは稀である。生徒Aはみずからの実利を守るために沈黙し、謝罪を口にするようになるだろう。教師Xが謝罪に納得せず、より誠実な謝罪を求めればAは法的正当性を有する言明を探り当てるかもしれないが、Aが教師の論理やその実存を理解するのは先の話である。

やりとりの間AとXは互いの主張を自己準拠的に理解している。かれらは「他者の道徳」を「道徳の他者」とみなし、みずからの「神」に反逆する相手を「悪魔」としてまなざす。今回の一件を経て教師Xは生徒不信に陥ってより強権化し、生徒Aは今回得た不全感を新たな被害者に向かってより巧妙に吐き出すかもしれない。

「いじめ加害者」として名指された生徒Aが道徳的敗北を認めて「心を入れ替える」のはどういった場合だろうか。道徳的敗北が表層に留まっている場合、Aは第2段階の原理上で「他害行為は割に合わない」と悟り、行為を修正するだろう。Aが他の道徳的段階へと回心して道徳的認識枠組み自体を解体・再構築するのは一つの奇蹟だと

いえる。実証的には、高尚な説教ではなく1段階上位の論理に触れた時にそれが最も生起しやすいという (Blatt & Kohlberg 1975)。

重要なことは「改心」が道徳的行為を主題とするのに対し「回心」は道徳的認識を主題としており、後者は「いじめ行為」の消失を必然的に帰結するわけではなく、むしろ攻撃行為の正当化戦略の卓越化を導く可能性を孕むという点である。前者もまた強権的な制圧体験は暗に第1段階の行動原理の卓越性を訴求するものであり、発達段階論的退行を導く可能性を孕むだろう。この緊張関係にこそ教育の機微が存在する。

道徳的闘争論は「いじめ加害者」のみならず「被害者」側においても、たとえば道徳的闘争の徹底的敗北の帰結としての「いじめ自死」と遺書による道徳的闘争の手段としてのその区別、「いじめ被害者」役割の受任をめぐる道徳的闘争戦略などの説明を可能にする。

さらに言えば、よりマクロな道徳的闘争もまた記述可能である。たとえば生徒が保護者を通じて教育委員会やマスコミに異議を申し立てた場合や「いじめ自死」によって事件が社会問題化した場合、学校内での裁決が再審される場合がある。

教育委員会にせよ報道にせよ、それぞれの内に道徳的闘争を抱えており、どの段階に審級が置かれるかは一概に言えない。しかし教育委員会が教育関連法に準拠する点において第4段階、視聴率を審級とするTV報道が第3段階に依拠することは十分にありえる話である。

政治家や評論家もまたそれぞれの審級にもとづいて多様な道徳的言説を生産する。研究者として例外ではない。たとえば森田洋司はソーシャル・ポンド理論から共同体主義的処方箋を引きだし、内藤朝雄は独自のIPS理論にリベラル・ユートピア構想を接合する。それらは第6段階をまなざす権利論的な道徳的闘争の実践に数えられる。

6. おわりに

道徳が多元的であるということは複数の「結審」が並立するということである。各々の道徳的判断は乱反射し、ある者は自己の審級の絶対性を確信して他者を悪魔化し、他の者は道徳の協約不能性に打ちのめされノンポリ化するだろう。しかしいかなる方略によっても我々は道徳的闘争から逃れることはできない。

本報告もまた道徳的闘争の新たな火種として悪魔化される危険を孕む。我々は他者の対話的道徳を信頼しつつ、しかし究極的には自身の道徳に賭けるほかないのである。

(本文の詳細版・脚注・文献一覧は当日配布する。)